

駐輪場の附置義務制度の見直しに係るパブリック・コメントの実施について

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」という。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度」という。）を設けている。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場（以下「附置義務駐輪場」という。）が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られる等の課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、令和6年度に実態調査を実施し、新宿区自転車等駐輪対策協議会（以下「駐輪対策協議会」という。）での議論を経て、整備台数の規模や対象施設等の見直し素案をとりまとめた。

今後、制度の見直しに必要となる条例の改正手続きを行うにあたり、下記のとおりパブリック・コメントを実施する。

記

1 対象の条例

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例

2 制度見直しの概要

（1）目的

附置義務駐輪場が有効に機能していない状況が見られる等の課題があるため、制度の見直しに係る条例の一部改正を行う。

（2）検討の経緯

令和6年 6月 第1回駐輪対策協議会（附置義務制度の概要、課題、実態調査計画の確認）

7月 実態調査を実施

9月 第2回駐輪対策協議会（実態調査結果（速報）報告、見直しの方向性の確認）

12月 第3回駐輪対策協議会（実態調査・分析結果のまとめ、見直しの内容の提示）

令和7年 3月 第4回駐輪対策協議会（見直し素案の確認）

（3）主な見直し内容（資料1、資料2）

現行の指定用途に関する見直し（設置規模の緩和、対象用途（店舗）の細分化）

対象となる指定用途の追加（「ワンルーム形式規模を超える共同住宅」「事務所」を対象に追加）

管理に関する届出等の追加（「管理者、管理方法の届出」、「案内板の設置」を義務付け）

地域特性を踏まえた新たな制度の導入

3 パブリック・コメントの実施（資料3）

（1）実施期間

令和7年7月5日（土）から令和7年8月5日（火）

（2）意見書の提出方法

7月5日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び交通対策課窓口で受付。

（3）閲覧場所等

以下の場所で閲覧に供するとともに、区ホームページで公表する。

交通対策課、特別出張所、区政情報課、区政情報センター、区立図書館

4 今後のスケジュール

令和7年	6月	2日（月）	政策経営会議（条例改正に向けたパブリック・コメントの実施）
	6月	12日（木）	環境建設委員会への報告（同上）
	7月	5日（土）～	パブリック・コメントの実施
	8月	5日（火）	
	9月		新宿区自転車等駐輪対策協議会の開催
	10月		調整会議（パブリック・コメントの実施結果）
	11月		政策経営会議（同上）
			環境建設委員会への報告（同上）
令和8年	2月		第1回定例会へ条例（案）を議案として提出
	3月		条例の公布予定
	7月		条例の施行予定